

平成28年度第4回南関町農業委員会会議録

平成28年6月10日(金)
午後1時30分開会
南関町役場第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 議事録署名人の指名
7番 荒 木 茂 君
8番 田 崎 芳 憲 君
4. 議 事
第 9号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第10号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第11号議案 農地利用集積計画の承認について
5. その他
6. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(10名)

副会長 竹島 久利 君	1番 松本 泰典 君
2番 荒木 勝治 君	3番 釘崎 眞貴子 君
4番 矢野 房幸 君	5番 原 靖 君
6番 山本 精武 君	7番 荒木 茂 君
8番 田崎 芳憲 君	9番 北原 照代 君

四、欠席委員は次のとおりである。(1名)

会長 枡村 公正 君

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 寺本 藤雄 君
書 記 上田 賢 君

平成28年度第4回南関町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

1. 開 会

○副会長（竹島 久利君） 起立。では、時間がまいりましたので、ただいまから平成28年度の第4回の農業委員会総会を開きます。礼。

○事務局長（寺本 藤雄君） では、始めたいと思います。

本日、松村会長が体調不良ため、出席できません。南関町農業委員会会議規則第16条により、議事の進行につきましては、竹島副会長にお願いいたします。

本日、田崎委員がまだ見えておりません。あと5分程度で来られると思いますので、総会の成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（寺本 藤雄君） それでは、農業委員憲章朗読を3番、釘崎委員さん、よろしくをお願いいたします。

○3番（釘崎 眞貴子君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

それでは、以後の議事の進行は竹島副会長にお願いいたします。

町農業委員会会議規則第8条第2項では、「発言しようとする時は議長の許可を受けなければならない」となっています。また、携帯電話につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされますようお願いいたします。

それでは、副会長、お願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名人の指名

○副会長（竹島 久利君） それでは、これより議事に入ります。

入ります前に、本日の議事録署名委員の指名をいたします。今回は議事録署名委員として、7番、荒木委員、8番、田崎委員を指名します。よろしく申し上げます。

-----○-----

4. 議 事

○議長（竹島 久利君） それでは、議案審議に入ります。

第9号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明を申し上げます。

第9号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の許可申請についてご説明いたします。

1番、受付日、平成28年5月13日、申請番号31号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等については記載のとおりとなり、売買による所有権移転となります。

2番、受付日、平成28年5月20日、申請番号32号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等については記載のとおりとなり、売買による所有権移転となります。

3番、受付日、平成28年5月25日、申請番号33号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等については記載のとおりとなり、売買による所有権移転となります。

4番と5番から7番までは、交換の所有権の移転となります。4番、受付日、平成28年5月25日、申請番号37号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等については記載のとおり、また5番から7番は、受付日、平成28年5月25日、申請番号38号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等については記載のとおりとなり、交換による所有権移転となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

第9号議案は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請でございます。

ただいまの説明に関連して、現地調査に出向かれた委員の補足説明をお願いいたします。

早速ですけど、補足説明をお願いします。

○8番（田崎 芳憲君） 申請の1番ですね。現地は向原になります。3条申請ですので、特に問題ないと思います。推進委員の森君と一緒に視察しました。

○議長（竹島 久利君） それでは、2番委員、お願いします。

○2番（荒木 勝治君） 補足いたします。6月8日に、推進委員さんと役場の方と3名で見に行きました。場所は、久重中の南のほうです。ちょっと行くと久重南になってきて、そこを見に行ってみりました。状況によると、いところ同士だったですね。以前は、借りて耕作をしておられたそうです。現在は、譲受人の人の友達が、今、何年かつくっておられるらしいです。新幹線の濁水対策で、道路も出来、水も完全にありました。つくられるには異常ありませんでした。

報告を終わります。

○議長（竹島 久利君） それでは、1番委員、お願いします。1番委員、松本さん。

○1番（松本 泰典君） 1番の松本です。ご報告します。

本日、午前中、推進委員の末竹さん、それに宮尾の西田さん、事務局の上田さんと現地確認に行ってみりました。

まず、写真でいう3番と4番は補助整備の区域内です。それで4番とその下の写真のあれが交換という条件だそうです。現地としては、何の問題ないと思います。

4番の地主さん、今、管理しておられる方の親族の方が今回譲り受けられるみたいな話を聞いております。3番は、通常の売買で何も問題ないと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（竹島 久利君） 事務局、委員の説明が終わりましたが、何か御意見、御質問ございませんか。ございませんか。

1番、松本委員。

○1番（松本 泰典君） 1番、松本です。この1番の譲受人の方は、〇〇〇団地に住所はなっているけど、〇〇〇団地におられて農業されているんですか。

○8番（田崎 芳憲君） この方は、息子さんと、親御さんが向原地域で酪農をされているんですよね。親子でされてますし、お子さんが団地のほうにいて。

○1番（松本 泰典君） 分かりました。

○議長（竹島 久利君） よろしいですか。ほかに何かありませんか。

5番、原委員。

○5番（原 靖君） 4番のこれは、〇〇〇、〇〇〇さんという方がされるんですよね。

○事務局（上田 賢君） そのように申請を受け付けております。

○5番（原 靖君） この方は、農業をされているんですか。

○事務局（上田 賢君） 休みの日に、こっちに来てらっしゃるといふうに伺ってはおりますけれども。もともと南関の方で、もともとはお母さんがご存命の頃は、お母さんの名義だったという形です。もともとは南関の高久野の方です。

○1番（松本 泰典君） 4番の田んぼの近所に、里はあったんです。この人の親族の方が現在、耕作されております。

○5番（原 靖君） 〇〇〇ってなっているからですね。3番、4番と同じ人で。

○1番（松本 泰典君） 買われる方は、親族の方が農業されとる。売られる方は、全然、農業されておられません。ほんで、圃場整備がこの地域が計画に入っているもので、自分じゃ農業しきらんと、圃場整備にはかからんけど、売買ならいいみたいなことで。交換です。

○5番（原 靖君） 分かりました。

○9番（北原 照代君） 9番の北原です。4番、5番と住所が南関以外ですけれども、農業者年金関係ですか。お父さんが何か、農業者年金はもらいよるけんが、息子さんに譲って……。

○1番（松本 泰典君） いや、話聞くと、そんな意味合いじゃなかごとある感じです。よく内部的なことは、あんまり聞かんやったけど、ただ身内の方が圃場整備で、自

分も一角持ちたいということで交換されているような感じを聞きましたけど。

○10番（北原 照代君） 管理はされているんですか。

○1番（松本 泰典君） 管理は、今、親族の方がされてる。将来、こっちに帰って来られるかどうかは分かりません。

○10番（北原 照代君） 田んぼだけですね、田植とか稲刈りとか、まあ田に水がいけば、遠く離れてもできるかなと思うんだけど。はい、分かりました。

○議長（竹島 久利君） ほかに何かありませんか。

（ありませんの声）

○議長（竹島 久利君） それでは、第9号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第9号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第10号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より内容の説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。

第10号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番ですが、権利の種類は所有権の移転。受付日は平成28年5月23日、申請番号35号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的は、店舗の建設となっております。

次に、2番から6番は、同一の申請となっております、権利の種類は所有権の移転。受付日は平成28年5月23日、申請番号39号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的は、太陽光発電システムの設置となっております。

次に、7番、8番は同一の申請であり、権利の種類は所有権の移転。受付日は平成28年5月25日、申請番号36号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、転用の目的は、太陽光発電システムの設置となっております。

次に、9番と10番が、同一の申請であり、権利の種類は所有権の移転。受付日は平成28年5月25日、申請番号41号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、転用の目的は、一般住宅及び事務所兼倉庫及び資材置場となっております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。

第10号議案は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請4件でございます。

ただいまの説明に関連して、現地調査に出向かれた委員より、補足説明をお願いいたします。

1番、松本委員、お願いします。

○1番（松本 泰典君） はい、1番の松本です。

1番の宮尾の現地は、譲受人の自宅と防火林道の挟まれた細長い土地です。現在、栗の木が2、3本植わっているような状態のところ、この自宅の、早く言うなら、敷地内というような感じがいたしました。何も問題ないと思います。

以上です。

○議長（竹島 久利君） 続きまして、5番、原委員、お願いします。

○5番（原 靖君） 5番の原です。

申請書の2番から6番の〇〇〇さんのところに、6月8日に、推進委員の中河原さんと、事務局の上田さん含めて行きました。北側は南斜面で、北側はもう大津山の麓ということです。

それと、7番、8番の西田さんのところは、〇〇〇の東側の所で、ここも南側は水田になりますが、北側は山林ということで、何ら問題はないと思いました。でも、7番、8番のほうは、栗の木が植わってますので、それを伐採して、その設備を搬入するのに道路が狭いので、これで大丈夫だろうかということで、事務局の上田さんのほうに確認を取ってもらいまして、隣接の土地をお借りして搬入するということでした。

以上です。審議のほどよろしくお願いします。

○議長（竹島 久利君） 9番と10番の補足説明を私のほうからいたします。

本件は、県道の歩道の設置、建設のため、用地買収により代替地でございます。現状はですね、今、点線をしてありますけど、左側は田んぼの中を線を引いてありますね。その左側は、町道の用地買収でかかる予定です。この代替地は県道3号の申請者の自宅が用地買収にかかりまして、ここに県のほうから代替地として申請をお願いしているということです。それで、残った部分を代替地として申請です。点線部分は今度、町道のほうの用地買収がかかりまして、その分だけは分筆して、登録される予定です。

それで、上のほうの、ちょっと見えませんが、上のほうが住宅で、下のほうが事務所兼資材置場ということで、申請が上がっております。排水は全部、浄化槽設備して、下の川のほうに流すということで、何ら問題はないと思います。

審議のほどよろしくお願いします。

それでは、事務局、委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(ありませんの声)

○議長(竹島 久利君) ないようでございますので、採決をいたします。

第10号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第10号議案は原案のとおり許可相当であると意見決定をいたします。

続きまして、第11号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局(上田 賢君) 事務局より説明申し上げます。

第11号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番から3番までは、貸人はそれぞれ別ですが、借人は全部同じになります。利用権等の種類は、貸借権で、貸人、借人、土地の所在地等については記載のとおりで、合計面積は5,697㎡、期間は5年間です。

事務局からの説明は以上となります。

○議長(竹島 久利君) ありがとうございます。

第11号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の3件でございます。

事務局からの説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(ありませんの声)

○議長(竹島 久利君) ないようでございますので、採決をいたします。

第11号議案について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第11号議案は原案のとおり承認されました。

-----○-----

6. その他

○議長(竹島 久利君) 次に、その他の報告でございます。事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局(上田 賢君) 事務局より、説明申し上げます。

今年度より、農地法の改正が行われまして、農業委員会の活動の実績と目標等を公表することになっています。公表と言いますが、基本的に町のホームページ上に掲載をするというふうになっております。内容としましては、農地法の申請がどれぐらいあったかとか、農地の利用集積の面積がどれぐらい進んだかとか、そうい

ったことの内容になります。こちらにつきましては、事務局のほうで作成をいたしまして、今月中に公表をする予定でございます。

以上、ご説明を終わらせていただきます。

○議長（竹島 久利君） 事務局からの説明が終わりましたが、何か、ご意見、ご質問はございませんか。何かありませんか。

○1番（松本 泰典君） 議長、ちょっといいですか。関係なこともかもしれんばってん、ちょっとお聞きしたいんですけど、農振地に入るところを非農用地化はできっとな。

○事務局長（寺本 藤雄君） できません。

○・・・番（・・・・君） 現在、要するに、畑じゃないわけ、現状は。しかし、農振地に入るところのわけ。それは、もう絶対、無理ということ。

○事務局長（寺本 藤雄君） 農振から外れないと非農地化はされません。

○・・・番（・・・・君） 分かりました。

○議長（竹島 久利君） それでは、お諮りいたします。本日の議決事件等の字句の整理を、議長に一任いただきたいと思いますが異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹村 久利君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆様方には、慎重審議いただきましてありがとうございました。これをもちまして議長席を下りさせていただきます。

-----○-----

6. 閉 会

○副会長（竹島 久利君） 起立。これをもちまして第4回の農業委員会総会を閉会します。礼。

-----○-----

閉会 午後1時55分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人